

新潟市手話言語条例(素案)に対するパブリックコメントに寄せられたご意見の概要と市議会の考え方

	該当箇所	ご意見の概要	市議会の考え方	修正
1	条例(素案)全体	内容はこれで良いが、制定後速やかに市報にいがた等で市民に周知してほしい。また、制定後周知する際に、資料として用語解説及び関係法律を最後に添付してほしい。(例えば、音声言語、ろう者、手話、中途失聴者、難聴者、文法体系、口話法、障害者基本法の概要等)	いただいたご意見を参考にして、条例施行後速やかに市民周知に努めるよう市議会として積極的に働きかけてまいります。	なし
2	条例(素案)全体	私がもし今後中途失聴した後も、安心して生活でき、社会から疎外されることのない新潟市であってほしい。そのための大切な条例になると期待する。	いただいたご意見及びご期待にそえるよう、本条例の制定をゴールとせず、あらゆる施策の推進に向けて市議会として積極的に提言してまいります。	なし
3	条例(素案)全体	条例制定後に、当事者や行政、関係者と条例の推進について定期的に協議することをお願いしたい。	いただいたご意見の趣旨については、第11条に定めています。	なし
4	第1条(目的)	第1条について、ろうベースの盲ろう者も該当するので、「ろう者」の後に「(盲ろう者を含む。以下同じ)」と入れてはどうか。	ご意見のとおり、盲ろう者も第1条に定める対象であると考えており、本条例素案においては、「ろう者をはじめ、中途失聴者、難聴者その他手話を必要とする人」に含んでいます。ただし、盲ろう者にあっては、その障がいの状態によって本条例素案の範囲を超える施策の推進が必要だと考えており、本市が本条例に先んじて制定した「新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」や、「新潟市障がい者計画」、「新潟市障がい者福祉計画・新潟市障がい児福祉計画」などに基づき、より積極的な取り組みが行われるよう市議会として働きかけてまいります。	なし
5	第1条(目的) 第2条(基本理念) 第2号	第1条及び第2条第2号について、手話を用いる大多数のろう者だけでなく、中途失聴者、難聴者の使う手話が定義されていること、またその他の意思疎通手段についても明確に権利が尊重されるべきと書かれている。	いただいたご意見及びご期待にそえるよう、本条例の制定をゴールとせず、あらゆる施策の推進に向けて市議会として積極的に提言してまいります。	なし

新潟市手話言語条例(素案)に対するパブリックコメントに寄せられたご意見の概要と市議会の考え方

	該当箇所	ご意見の概要	市議会の考え方	修正
6	(基本理念) 第2条(基本理念) 第1号	第2条第1項について、昔から手話はろう者にとって、生活する上で大事な言語であることを理解してもらいたいため、「手話が」の後に「独自の言語体系を有する文化的所産であって、知的で心豊かな日常生活を営むために大切に受け継いできた」と入れてはどうか。	いただいたご意見の趣旨については、前文に記載しました。本条例に基づく施策推進のひとつとして、周知啓発の取り組みが重要であると考えています。いただいたご意見にある、手話がこれまで果たしてきた役割などをすべての市民の皆さんにご理解いただくため、市議会として積極的に提言してまいります。	なし
7	第3条(市の責務) 第1項	第3条第1項について、いろいろな場面で合理的配慮を行っていただきたいので、「必要な施策」を「必要かつ合理的配慮が行われる施策」としてはどうか。	本条例素案においては、合理的配慮を含めて「必要な施策」と定義しています。	なし
8	第3条(市の責務)	手話はろう者に必要な言語であるため、聞こえる人と同等な立場になるためには手話通訳者が必要となるので理解をしていただきたい。第3条第4項として、「市はろう者をはじめ中途失聴者、難聴者その他手話を必要とする人が、いつでもどこでも手話を使え、手話による情報を入手できる環境の整備をするため、手話通訳者の派遣や相談支援が行える拠点の整備に努めなければなりません。」と追記してはどうか。	いただいたご意見の趣旨については、第3条第1項、第2項及び第3項に含んでいます。本条例制定後は、第5条に定める施策の推進の中で、各区役所健康福祉課や福祉部障がい福祉課など手話通訳者の派遣や相談支援を行うことができる拠点・窓口を積極的に周知するとともに、その機能が一層拡充されるよう市議会として積極的に働きかけてまいります。	なし
9	第4条(市民等の役割)	ろう者も市民の一員として、ろう者としてできることを掲げる必要があるため、第4条第4項として、「ろう者は基本理念にのっとり、手話に対する理解を深めるよう努めるとともに、手話に関する市の施策に協力するよう努めるものとします。」と追記してはどうか。	いただいたご意見の趣旨については、第4条第3項に含んでいます。ご意見のとおり、手話への理解促進及び普及のためには、ろう者並びに関係団体の協力が欠かせないと考えます。施策の推進にあたっては、ろう者並びに関係団体からのご意見を丁寧にお聞きしながら、より積極的な取り組みが行われるよう市議会として働きかけてまいります。	なし

新潟市手話言語条例(素案)に対するパブリックコメントに寄せられたご意見の概要と市議会の考え方

	該当箇所	ご意見の概要	市議会の考え方	修正
10	第5条(施策の推進)	<p>第5条について、市がやるべきことが書かれている中に、(2)情報の発信とあり、必要な人への発信だけではなく、一般市民の目に触れる機会を増やすことで、よりなじみやすいものになると思われる。</p>	<p>いただいたご意見のとおり、手話による情報発信を、「ろう者をはじめ、中途失聴者、難聴者その他手話を必要とする人」に限定せず、すべての市民の目に触れるように行うことは、第5条第1号に定める手話への理解の促進及び手話の普及につながると考えます。ご意見を参考にして、あらゆる施策の推進が手話への理解の促進及び手話の普及につながるよう、市議会として積極的に働きかけてまいります。</p>	なし
11	第6条(学校における取組) 第2項	<p>第6条第2項について、「市は、学校教育において、児童又は生徒及び保護者等が、ろう者をはじめ、中途失聴者、難聴者その他手話を必要とする人である場合、手話を使用しやすいよう、また、その児童又は生徒が手話を学びやすい環境となるよう必要な措置を講ずるよう努めるもの」としてはどうか。</p> <p>学校教育において「保護者」の明記は必須であること、教育活動が地域や様々な分野に広がっていることを踏まえ、「保護者等」とした。</p> <p>また、手話への理解、学びの保障と共に、先ず、意思疎通やコミュニケーションのため、手話を使用しやすい環境を整備することが、とても肝要だと思う。学校教育の重要性を踏まえ、あえて第6条を規定しているのだから、「保護者等」を明記することが条例の趣旨により合致すると思うし、関係者にとっても意味がより明確になると考える。</p>	<p>ご意見のとおり、保護者や学校教育に関わる地域住民の皆さんなどが、ろう者をはじめ、中途失聴者、難聴者その他手話を必要とする人である場合、その方々が学校で手話を使いやすい環境を整えることは、とても重要だと考え、第6条第2項を「市は、学校教育において、児童若しくは生徒又は保護者等が、ろう者をはじめ、中途失聴者、難聴者その他手話を必要とする人である場合、手話を使用しやすいよう、また、その児童又は生徒が手話を学びやすい環境となるよう必要な措置を講ずるよう努めるもの」と修正します。</p>	あり

新潟市手話言語条例(素案)に対するパブリックコメントに寄せられたご意見の概要と市議会の考え方

	該当箇所	ご意見の概要	市議会の考え方	修正
12	第7条(医療機関における取組) 第1項	第7条第1項について、「手話を使用しやすい環境の整備に努めるものとします。」としているが、具体的にどんな事をするのか記述して聞かせてほしい。	本条例素案の作成にあたってご協力いただいた新潟市ろうあ協会との意見交換の中で、「医療機関において手話を使用すると、『手話は分かりません』と敬遠される。」「医療機関の待合室で、自分がろう者だとわかっているにも関わらず、口頭による呼び出しだけを行い、いつまでも待たされていた。」などの現状をお聞かせいただきました。こうした状況を医療機関に認識していただき改善するために必要な取り組みについて市議会として積極的に働きかけてまいります。	なし
13	条例(素案)への追記	生まれてきた子供が難聴もしくはろう者の場合の対応について、「(乳児検診等における取組)検診等において、ろう者および難聴者など手話を必要とする人であると判断された場合、その子供の両親や子供に関わる身内の人などに対し手話を学ぶ機会を提供するよう努めなければなりません。」という条文を追記してはどうか。	いただいたご意見は、第5条に定める市の施策の中でも最も重要なもののひとつとして認識しています。現在、分娩施設が新生児聴覚スクリーニング検査を行い、要精密検査であった場合には、地域を担当する保健師等が家庭を訪問して相談を受けるとともに、手話を学ぶ機会が提供されるよう支援団体を紹介しています。今後も本条例に基づき、聴覚に障がいのある子どもやご家族などに手話を学ぶ機会がより一層多く提供されるよう市議会として積極的に提言してまいります。	なし
14	条例(素案)への追記	情報社会において、市民にいち早い情報を届ける必要があるとともに、手話はろう者にとっては大事な情報源であるため、「(情報通信技術の対応)市は、この条例に定める手話に関する施策に関し、情報通信技術の活用を努めなければなりません。」と第8条(緊急時及び災害時の対応)の次の条文を追記してはどうか。	ご意見のとおり、迅速な情報発信は本条例の理念、目的の達成のために重要だと考えており、情報通信技術が発達している現在においては、その活用が特に有効だと考えます。ご意見の趣旨は、手話以外の意思疎通手段として広く用いられている要約筆記に加えて、第9条に定めています。	なし